

横須賀市自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市内の関係機関が連携を強化し、現状や課題を踏まえて自殺対策を協議するため、横須賀市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺の現状把握に関する情報交換
- (2) 市及び関係機関における連携方法についての意見交換
- (3) 自殺対策に関する意見交換
- (4) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者、労働基準監督署その他の関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項の市職員は、別表に掲げる者とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿社会課及び保健所健康づくり課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て委員長が定める。